



宮 崎 県 公 報

平成21年11月30日 (月曜日) 号外 第 80 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

人事委員会規則

○降格の特例に関する規則……………	1	規則……………	4
○平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に 関する規則……………	1	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則……………	6
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す る規則の一部を改正する規則……………	3	○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する 規則……………	6
○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する		○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17 年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第 8項までの規定による給料に関する規則の一部 を改正する規則……………	7

人事委員会規則

降格の特例に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第22号

降格の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づき、平成21年改正条例の施行の日における降格の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(施行日における降格の特例)

第2条 平成21年改正条例の施行の日以降に降格をした職員については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）第23条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第23号

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正条例」という。）附則第2項（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定に基づき、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の平成21年改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 平成21年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について平成21年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第8条第1項後段又は第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（職員の給与に関する条例（以下「県給与条例」という。）第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 市町村立学校職員（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の適用を受ける者をいう。）

- (2) 現業職員 (単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第28号) の適用を受ける者をいう。)
- (3) 企業職員 (企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和31年宮崎県条例第4号) の適用を受ける者をいう。)
- (4) 病院事業職員 (病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (平成18年宮崎県条例第22号) の適用を受ける者をいう。)
- (5) 特別職に属する県の職員
- (6) 国家公務員
- (7) 公庫等職員 (国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号) 第7条の2第1項に規定する公庫等職員をいう。)
- (8) 他の地方公共団体の地方公務員
- (9) その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 平成21年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成21年4月2日 (同日から基準日までの期間において新たに職員となった日 (当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)) がある場合は当該日 (当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日) から基準日までの期間における減額改定対象職員 (同項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)) となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の平成21年改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第3条 平成21年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間 (基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日 (次項において「施行日」という。)) の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号から第5号までに掲げる者 (以下この号及び第5条において「市町村立学校職員等」という。)) であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち市町村立学校職員等として勤務した期間 (以下この条において「特定市町村立学校職員等期間」という。)) を除く。)
- (2) 休職期間 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)) 第28条第2項の規定により休職にされていた期間 (給料の全額を支給された期間を除く。)) をいう。)、専従休職期間 (地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間 (教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、自己啓発等休業期間 (地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)、派遣期間 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律 (昭和62年法律第78号) 第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) 第2条第1項の規定により派遣された期間 (給料の全額を支給されていた期間を除く。)) をいう。)、育児休業期間 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。この号において「育児休業法」という。)) 第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)) 若しくは育児短時間勤務等期間 (育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)) 又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (3) 停職期間 (地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)) 又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- (4) 修学部分休業期間 (地公法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしていた期間をいう。)、高齢者部分休業期間 (地公法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしていた期間をいう。)、職員の育児休業等に関する条例 (平成4年宮崎県条例第6号) 第26条若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第43号) 第8条の2第3項の規定により給与を減額された期間若しくは地公法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (5) 県給与条例第8条の9の規定により給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間

2 平成21年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月 (前号に該当する月を除く。)) であって、その月について支給された給料の額 (特定市町村立学校職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額) が平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.28を乗じて得た額 (第6条において「附則第2項第1号基礎額」という。)) に満たないもの
(平成21年改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない者)

第4条 平成21年改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者 (当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)) 以外の者とする。

(市町村立学校職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第5条 平成21年改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する平成21年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者

は、市町村立学校職員等とする。

2 平成21年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 平成21年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する平成21年改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、市町村立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、市町村立学校職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第6条 附則第2項第1号基礎額又は平成21年改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第24号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>（1）この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる職に係る同表の種別及び支給割合欄に定める区分（以下「旧区分」という。）と同等又は高い種別に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額</p> <p>（2）同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額</p>	<p>附 則</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>（1）この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる職に係る同表の種別及び支給割合欄に定める区分（以下「旧区分」という。）と同等又は高い種別に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額（<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）の施行の日（以下「基準日」という。）において、同条例附則第2項第1号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者</u>）<u>は、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額</u>）</p> <p>（2）同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第1の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（<u>基準日において減額改定対象職員である者</u>）<u>は、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額</u>）</p>

- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) [略]

- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額
- (6) [略]

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第25号

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																				
別表第 2 調整基本額表（第 2 条関係） ア [略] イ 教育職給料表(一) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;">10,500円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> ウ 教育職給料表(二) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td style="text-align: center;">11,100円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;">12,000円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> エ～キ [略] ク 市町村立学校教育職給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;">11,600円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,800円）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	10,500円	[略]		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	9,000円	2 級	11,100円	[略]		3 級	12,000円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）	[略]		職務の級	調 整 基 本 額	[略]		3 級	11,600円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,800円）	[略]		別表第 2 調整基本額表（第 2 条関係） ア [略] イ 教育職給料表(一) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;">10,400円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> ウ 教育職給料表(二) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;">8,900円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;">11,900円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> エ～キ [略] ク 市町村立学校教育職給料表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;">11,500円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,700円）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	10,400円	[略]		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	8,900円	2 級	11,000円	[略]		3 級	11,900円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）	[略]		職務の級	調 整 基 本 額	[略]		3 級	11,500円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,700円）	[略]	
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
1 級	10,500円																																																				
[略]																																																					
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
1 級	9,000円																																																				
2 級	11,100円																																																				
[略]																																																					
3 級	12,000円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）																																																				
[略]																																																					
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
[略]																																																					
3 級	11,600円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,800円）																																																				
[略]																																																					
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
1 級	10,400円																																																				
[略]																																																					
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
1 級	8,900円																																																				
2 級	11,000円																																																				
[略]																																																					
3 級	11,900円（県給与条例別表第 3 イの備考(2)に定める職員にあつては、12,200円）																																																				
[略]																																																					
職務の級	調 整 基 本 額																																																				
[略]																																																					
3 級	11,500円（市町村立学校教育給与条例別表の備考(2)に定める職員にあつては、11,700円）																																																				
[略]																																																					

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年宮崎県人事委員会規則第22号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1) この規則の施行の日 (以下この項において「施行日」という。) の前日から引き続き給料の調整額適用職員 (第3号に該当する職員を除く。) である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額</p> <p>(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員 (次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年宮崎県条例第76号) 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年宮崎県条例第88号) の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則 (次号において「改正前の規則」という。) 第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額</p> <p>(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員 (施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合 (次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合) に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則 (平成18年宮崎県人事委員会規則第3号。以下「改正県給与条例附則第7条及び改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料規則」という。) 第4条第1項第6号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額</p>	<p>附 則</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1) この規則の施行の日 (以下この項において「施行日」という。) の前日から引き続き給料の調整額適用職員 (第3号に該当する職員を除く。) である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第47号) の施行の日 (以下この項において「基準日」という。) において、同条例附則第2項第1号 (市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第49号) 附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する減額改定対象職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) である者にあつては、当該調整基本額に 100分の 99.76を乗じて得た額)</p> <p>(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員 (次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年宮崎県条例第76号) 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年宮崎県条例第88号) の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則 (次号において「改正前の規則」という。) 第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額 (基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に 100分の 99.76を乗じて得た額)</p> <p>(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員 (施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合 (次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合。以下この号において同じ。) に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額 (基準日において減額改定対象職員である者 (施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。) にあつては、当該調整基本額に 100分の 99.76を乗じて得た額)。ただし、施行日以後に平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則 (平成18年宮崎県人事委員会規則第3号。以下「改正県給与条例附則第7条及び改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料規則」という。) 第4条第1項第6号に掲げる場合に該当</p>

<p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日に<u>その者に適用されることとなる調整基本額</u></p>	<p>することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に<u>額</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第26号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 100分の 145（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の 185</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 100分の 145（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の 195</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第27号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特勤勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(特勤勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。）</u> 同項中「受けてい</p>

4 [略]

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第 5 条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 14 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 14 年宮崎県条例第 49 号)の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 15 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 15 年宮崎県条例第 44 号)の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) [略]

4 [略]

附 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 30 日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 28 号

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則(平成 18 年宮崎県人事委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

た給料及び」とあるのは、「係る給料について平成 21 年改正県給与条例の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成 21 年改正県給与条例第 5 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年宮崎県条例第 76 号)附則第 7 条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 [略]

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第 5 条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成 21 年改正県給与条例の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成 21 年改正県給与条例第 5 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年宮崎県条例第 76 号)附則第 7 条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

4 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に当該異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日

(平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 施行日以降に平成17年改正県給与条例附則第7条又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第7号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。))及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日

にそれらの降格を順次したものとした場合) に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正県給与条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)別表第1から別表第5までの給料表又は平成17年改正市町村立学校給与条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間

日にそれらの降格を順次したものとした場合) に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員(職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)以下「県給与条例」という。)第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。)である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.68を乗じて得た額)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.68を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正県給与条例第1条の規定による改正前の県給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は平成17年改正市町村立学校給与条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額に100分の99.76を乗じて得た額(当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用

を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(6) [略]

2 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員 (当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 (人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額) に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

2 [略]

附 則

この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。

職員異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(6) [略]

2 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員 (当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 (人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.76を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.68を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) に達しないこととなるもの (第 3 条第 7 号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。) には、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

2 [略]